

事務連絡  
平成 26 年 10 月 31 日

経営者団体  
ご担当者様

厚生労働省職業能力開発局総務課

「企業における人材育成の推進に関する要請について」の送付について

職業能力開発行政の推進については、平素よりご協力いただきまして感謝申し上げます。

標記文書を送付いたしますので、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、別添リーフレットにつきましては、電子媒体を厚生労働省ホームページの下記 URL に掲載しておりますので適宜ご活用いただくとともに、追加の送付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡いただけますと幸いです。

ご不明な点等ございましたら、下記担当者までご照会いただけますと幸いです。

(ご参考)

事業主向け人材育成支援策リーフレット URL (厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000063275.pdf>

**【問合せ先】**

厚生労働省 職業能力開発局 総務課  
企画法令係

担当：富安、柴田、岩田

03-5253-1111 (内線 5918)

[tomiyasu-chika@mhlw.go.jp](mailto:tomiyasu-chika@mhlw.go.jp)

[shibata-akiko@mhlw.go.jp](mailto:shibata-akiko@mhlw.go.jp)

[iwata-erika@mhlw.go.jp](mailto:iwata-erika@mhlw.go.jp)



能発 1031 第 2 号  
平成 26 年 10 月 31 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省職業能力開発局長



企業における人材育成の推進に関する要請について

職業能力開発行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

毎年 11 月は、「職業能力開発促進月間」と定められております。これは、昭和 45 年 11 月にアジアで初めて東京において開催された「技能五輪国際大会」を記念して設けられたものであり、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指しております。

本年 6 月に閣議決定された日本再興戦略改訂 2014 において、人材力の強化を柱に様々な職業能力開発施策が盛り込まれる等、職業能力開発施策の推進に対する国民の期待がますます高まっています。

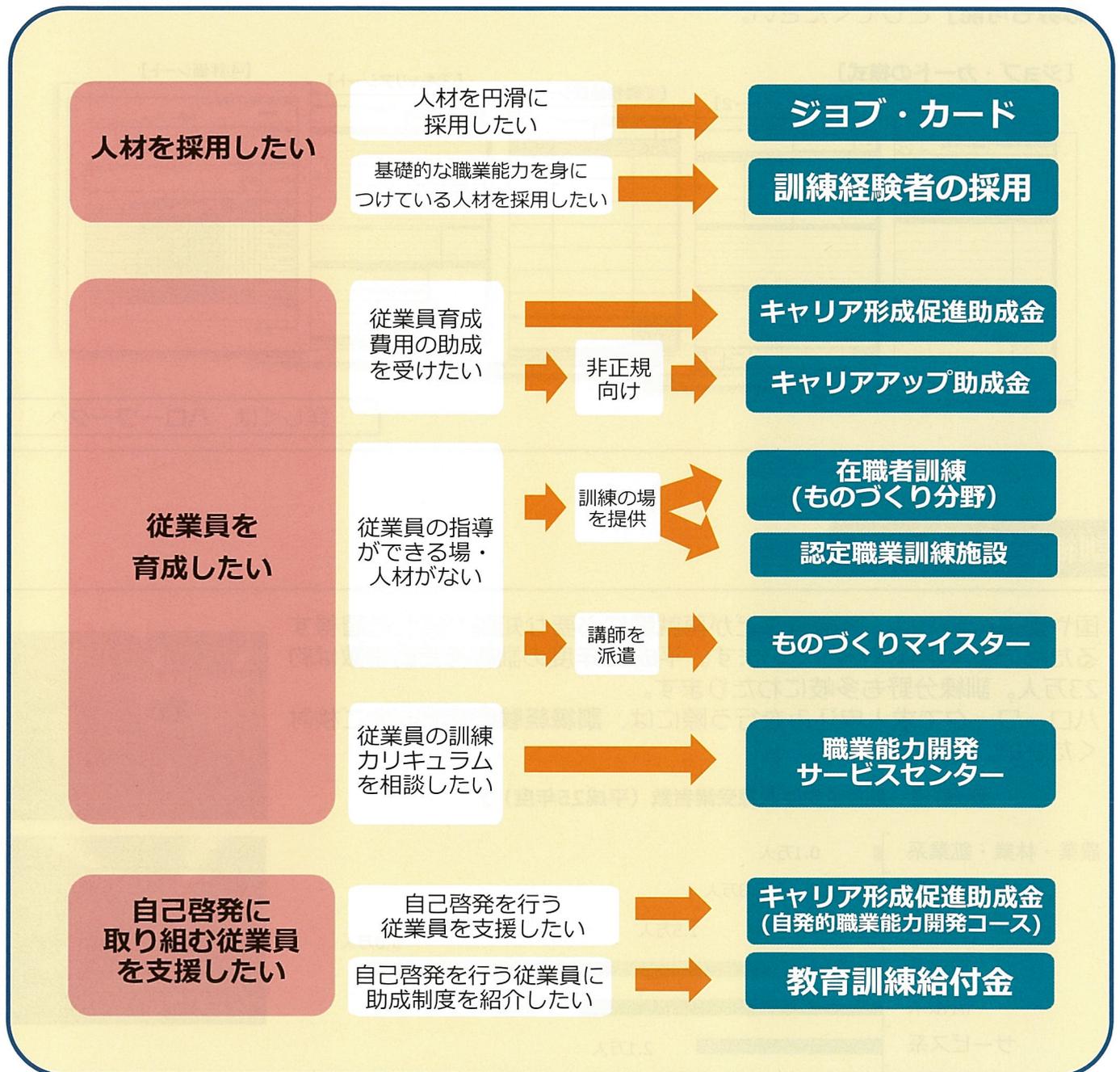
このため、厚生労働省としては、中小企業向けの財政支援やキャリア支援に係る助言を無料で受けられる窓口の設置、ポリテクセンター等におけるものづくり分野のオーダーメイドによる在職者向け訓練、若年技能者を指導するためのものづくりマイスターの派遣などの様々な取組を行っていますが、こうした取組の多くは、いまだ企業の方々に十分浸透していない状況です。

貴団体におかれましては、職業能力開発促進月間の趣旨等をご理解いただくとともに、事業主向け支援メニューのリーフレット（別添）もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

# 人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

平成26年10月1日～

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



# 人材を採用したい

## ジョブ・カード

ジョブ・カードには、職務経歴や登録キャリア・コンサルタントによる相談結果や、受講した職業訓練の能力評価など、通常の履歴書よりも多くの情報が盛り込まれています。

ジョブ・カードを活用すると、次のようなメリットがあります。

- ①採用面接時に求職者の職業能力が把握できる
- ②ジョブ・カードの作成過程でキャリア・コンサルティングを受けることで、求職者自身の職業意識や就業意欲が高まり、採用後の定着につながる

ハローワークで求人申込みを行う際には、ぜひ、「応募書類等」の欄を「ジョブ・カードでの応募も可能」としてください。

### 【ジョブ・カードの様式】

The image displays five overlapping sample forms for Job Cards. From left to right, they are: ①履歴シート-1 (Resume Sheet 1), ①履歴シート-2 (Resume Sheet 2), ②職務経歴シート (Job History Sheet), ③キャリアシート (Career Sheet), and ④評価シート (Evaluation Sheet). Each form contains various fields for personal information, work history, and skills.

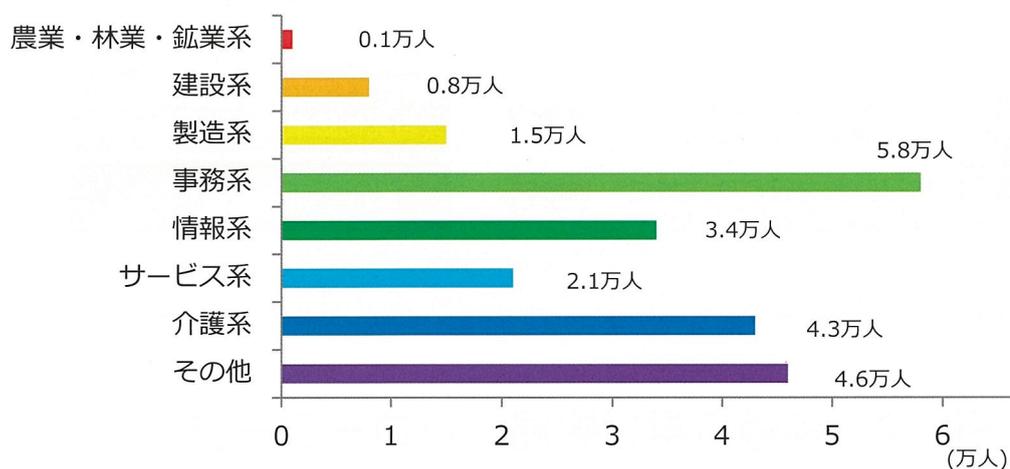
詳しくは、[ハローワーク](#)へ

## 訓練経験者の採用

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。平成25年度の訓練総受講者数は約23万人。訓練分野も多岐にわたります。

ハローワークで求人申込みを行う際には、**訓練経験者の採用**をご検討ください。

【分野別 離職者向け訓練受講者数（平成25年度）】



詳しくは、[ハローワーク](#)へ

# 従業員を育成したい

## キャリア形成促進助成金

※ 平成26年10月1日から、「中長期的キャリア形成コース」を創設

職業訓練などを実施する事業主などに対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成します。

助成内容		助成額
① 政策課題対応型訓練	①成長分野等人材育成コース	大企業・中小企業
	②グローバル人材育成コース	
	③育休中・復職後等能力アップコース	
	④中長期的キャリア形成コース	
⑤若年人材育成コース	中小企業	
⑥熟練技能育成・承継コース		
⑦認定実習併用職業訓練コース		
⑧自発的職業能力開発コース		
② 一般型訓練	中小企業	
③ 団体等実施型訓練	事業主団体等	

※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①②③④は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、⑤⑥～⑧及び②は7万円～20万円  
 ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

## キャリアアップ助成金

※ 平成26年10月1日から、「中長期的キャリア形成訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容	助成額 ※( )額は大企業の額									
人材育成コース 有期契約労働者等に ◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学） ◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6カ月の職業訓練） ◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学）を行った場合に助成）	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 <b>賃金助成：1h当たり800円（500円）</b> <b>経費助成：1人当たりの訓練時間数が</b> <table border="1"> <tr> <td>100h未満</td> <td>10万円(7万円)</td> <td>15万円(10万円)※</td> </tr> <tr> <td>100h以上200h未満</td> <td>20万円(15万円)</td> <td>30万円(20万円)※</td> </tr> <tr> <td>200h以上</td> <td>30万円(20万円)</td> <td>50万円(30万円)※</td> </tr> </table> ※中長期的キャリア形成訓練を受講する場合 ◆企業における実習《1人当たり》 <b>実施助成：1h当たり700円（700円）</b> ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)※	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)※	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)※
100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)※								
100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)※								
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)※								

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

## 在職者訓練(ものづくり分野等)

### ポリテクセンターなどでの在職者向け訓練

在職者を対象に、ものづくり分野について、2～5日間の集中的な訓練を実施。既定の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。



詳しくは、[ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、都道府県能力開発主管課](#)へ

### 認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

【主な訓練科】 建築・土木関係 金属・機械加工関係 理美容関係 など

詳しくは、[都道府県能力開発主管課](#)へ

# 従業員を育成したい

## ものづくりマイスター

製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。  
最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。

### 【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など（全112職種）

### 【ものづくりマイスターの認定人数（平成25年度）】

（全国）3,116人



詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（技能振興コーナー）](#)へ

## 職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士など、人材育成コンサルタントを無料で派遣し、**企業のご希望に応じた人材育成計画などの策定についての助言**を行います。

- ・キャリア支援のための相談・助言（無料相談）
- ・専門スタッフ（アドバイザー・コンサルタント・サポーター）が対応  
助言指導・情報提供数の実績：約23万件（平成25年度）



詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（職業能力開発サービスセンター）](#)へ

# 自己啓発に取り組む従業員を支援したい

## キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発コース)

従業員の自発的な能力開発にかかる経費や、訓練中の賃金を支払う中小企業の事業主を助成します。

助成内容		助成額	
政策課題対応型訓練	自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※1人1コースの支給限度額は7~20万円

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

## 教育訓練給付金

※平成26年10月1日から、「専門実践教育訓練」を創設

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。

自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対象	雇用保険被保険者又は被保険者であった者が一定の条件を満たす者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合
支給額	◆一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円） ◆専門実践教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の最大60%に相当する額（上限年間48万円）

詳しくは、[ハローワーク](#)へ